

名家連ニュース

令和6年6月21日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.1001号



ご家族から下記のご質問がありました。「ウエルネットなごや」で情報確認しましたので今後の相談活動の参考にしましょう。(事務局：堀場洋二)

移動支援

- 《対 象》 単独で外出することが困難な障害者が外出する場合に、ヘルパーが付き添い移動の支援を行うサービスです。精神障害者も対象です。
- 《利用方法》 居住地の区役所または支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、市が登録をしている事業者のなかから事業者を選んで契約を結び、サービスの提供を受けます。
- 《利用者負担》 ひと月に利用したサービスの量に関わらず、利用者本人の所得状況に応じた利用者負担上限月額を超える負担は生じません。
- 《申 込 先》 区役所福祉課(社会福祉事務所) 支所区民福祉課



市営住宅家賃・敷金の減額

《内容》精神障害者の方を含む世帯を対象に下記の区分により家賃が減額されます。

障害の程度	世帯の収入基準(所得月額)	減額率
精神障害者保健福祉手帳1級	158,000円以下	30%
精神障害者保健福祉手帳2級	0円	30%
	1円～30,750円以下	20%
	30,751円～158,000円以下	10%

《問合せ先》 団地内の管理事務所又は住宅供給公社の東部・西部・南部・北部事務所

タクシー料金の割引



- 《内 容》 精神障害者保健福祉手帳所持者がタクシーを利用する場合、障害の程度に関わらず割引措置(1割引)が受けられます。
 - ・ 迎車料金等は、割引の対象とはなりません。
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳をタクシー乗務員に提示。
- 《問合せ先》 各タクシー会社

NHK放送受信料の減免

《内 容》 NHK放送受信料の全額または半額が免除になります。

《対象者》

- ・ 全額免除の対象者 精神障害者を構成員とする市民税非課税世帯
- ・ 半額免除の対象者 障害程度1級の精神障害者が世帯主かつ契約者の場合

《申込先》 区役所福祉課(社会福祉事務所) 支所区民福祉課

